

序章 負債をめぐる会計問題の諸相

－負債の会計問題化の契機を考える

今 福 愛 志

1. 借りまたは借金 (debt), 義務または債務 (obligation) そして負債 (liability) という用語とその関係

近年、負債—借金 (debt)、債務 (obligations)、負債 (liability) —という言葉キーコンセプトとした思索の書、とくに翻訳書が比較的多く公刊されている。それらは、古代をふくめた長い歴史のなかで「負債」という観念が共同体をささえあう「貸し借り」の基礎となっていたが、資本主義社会が共同体の基礎である、この「負債」という観念を崩壊させた時、「負債」はそれまでの意味を大きく逆転させてしまった。そこで従来の「負債」の観念をどのように築いていくかが、主題の一つである。

なかで注目される訳書は、デヴィッド・グレーバー著『負債論：貨幣と暴力の5000年』¹⁾である。同書は800頁にもおよぶ大著をとおして、人類学、すなわち共同体の歴史と生活の実態にてらして、負債に接近している。すなわち、負債 (debt) という観念の源流をとらえ、時代、市場経済の展開にあわせて概念としての負債が大きく変質する意味を問いかけている²⁾。

それによれば、そもそも生きとし生けるものはすべて神—聖者—父—一人に負債を負っているものであり、この負債の返済は負債を負った相手にではなく、共同体における諸関係のなかで一引っ越し、収穫、困窮者への利用者などの金銭の貸与など—互いに分かちあうかたちで返していく³⁾。

その時、共同体で生まれた貨幣こそ、互いの人間関係のなかに信用をつなぐものであったという—マルクスの貨幣論批判—。しかし、「負債の歴史を語ること、それは、必然的に、市場の言語がどのようにして人間の生活のあらゆる側面に浸透するようになったかを再構成することでもある。そして、市場の言語におもてむき対抗してあげられるモラル上、宗教上の声に語彙をあたえることでもある。」(134頁)

かくして、贈与交換においても「ひとが贈与するときにはかならず負債が発生し、受けとる側に同種の返礼をせねばならないという想定があるのだ。偉大な宗教の場合と同じように、もっとも公然とそれに反対する思考のうちにも市場経済の論理が浸食してきた」(136頁)。そうした負債の観念は、ものの交換取引においてはもちろん、父が子に供したものが子が「勘定を清算することは、双方が決別することができるということ」(138頁)でもある。

この観点から、グレーバーの基礎にはつぎの考え方がある。「資本主義の起源の物語は、市場の非人格的力による伝統的共同体の段階的解体の物語ではないのである。それはむしろ、信用の経済がいかにして利益の経済に転換されたのかという物語であり、非人格的一で

しばしば報復的一な国家権力の侵入によってモラルのネットワークが段階的に変容させられてゆく物語なのだ。」(491頁)

いいかえれば、負債の観念の基礎にあった人間関係のもとにあった信用が崩れ、自らの利益—グレーバーによれば、「自己利益 (self-interest)」—という根本観念の成立であり、それは17世紀のホブズに由来するという⁴⁾。その時、そうした転換を推進したのが簿記思考である。すなわち：

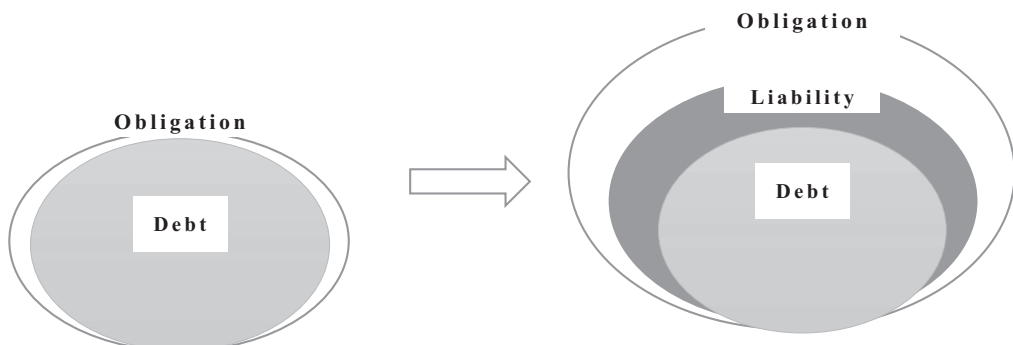
「ところで、なにゆえ「利益 (interest)」なのか？ もともと「借金返済の遅延に対する罰金」を意味していた語から、なぜ人間的動機についての一般理論が形成されたのか？

この訴求力の一部は、それが簿記に由来しているということにある。簿記は数学的である。このことが、客観性さらには科学性の見せかけさえそれに与えたのだ。ひとはみなおのれだけの自己利益を求めているのだ、そういう想定が、さまざまな情熱と感情のつぼを省略する方法を与えたのである。そうした感情と情熱のつぼこそ、わたしたちの日常の実存を支配し、実際におこなっていることのほとんどを動機づけている……その自己利益にかかわる想定は、[情熱と感情のつぼ]にもかかわらず、最も重要な決定は物質的優越を求める合理的計算にもとづいている」(490頁)。

上述した、負債に関する3つの翻訳書は、われわれの研究プロジェクトのテーマ「負債の諸相への会計学からの接近」にどんな示唆をあたえるのかが、まずは本稿の出発点である。それを解き明かすカギ概念は、借り (debt)、義務 (obligation) そして負債 (liability) という3つの言葉が、上述した翻訳書のなかでどのように使われ、3者がどのように関係づけて使い分けられているか、という問題である。

ところで、上記の訳書はすべて debt という訳語を負債という言葉であらわしている。しかし、それら3つのそもそもの意味を考え、訳書の問題意識を考慮すれば、つぎのように描くことができるだろう。左の図から右の図への展開を示している。

図 1. debt — obligation — liability 概念の関係



上記の3つの訳書はすでに述べたとおり「負債」あるいは「借り」の原語は debt であり、それは共同体の構成員のあいだの金銭をふくむ貸し借りをさしている。訳書で明確に述べられていないが、その時、debt は obligation (責務、義務、債務) とほぼ同義である。なぜなら、obligation の本来の意味は「人が社会的、法的、道徳的きずなによって深く義務づけられ、おこなうべき行為」(Oxford 辞典) であるからである。それゆえ、obligation の訳語は、義務、義理、恩義、責務、債務とされ、それは人が人に負っている「借り」(debt) を包摂するものでもある。

しかし、グレーバーがいう「信用の経済から利益の経済への転換」がはじまり、簿記の考えかたがそれを支える経済的社会的な技法のひとつとなれば一簿記もまた制度のひとつとなり、その後の会計制度の萌芽的な基礎となる⁵⁾一、次第に debt よりも広い liability という概念が、問題となる。その時、liability の基礎には依然として obligation がある。いいかえれば、obligation の性格をもつものから、liability はどのようにして導かれるのかが、とりわけ会計制度(と会計(学))の問題となる。その時、debt は liability という上位概念の下部概念となり、とくに特定の主体に対する「債務」—とくに金銭債権債務—をあらわす言葉となる⁶⁾。それゆえ、debt はすべて liability であるが liability は debt に限定されず、より広い obligation から導かれる。

以上の簡単な整理をもとに、本プロジェクトの主題「負債の諸相への会計学からの接近」を考えるとどうなるか。ひとつは、[図1]で示したとおり、obligation から導かれる liability の論理である。もう一つは、liability と equity の区分の問題である。後者の問題は、たとえば発行された債務証書(debt instruments)は負債(liability)か持分(資本)に属するか、という問題である⁷⁾。これには新株予約権、売建プットオプションにかかわる問題である。(この問題は、残念ながら本プロジェクトではあつかわれていない。)

前者の問題、liability と obligation の関係に関わる問題が本稿の以下の主題とのひとつとなる。いいかえれば、これは本稿のサブタイトルにあるとおり「負債の会計問題化の契機を考える」という課題である。以下においては、「負債の会計問題化の契機」を2節では企業会計(基準)の負債の会計問題化の契機、3節では新しい企業年金制度の創設をめぐる新たな負債認識問題、第4節では公会計(基準)における負債の会計問題化の契機を検討して、本報告書の第6章、第7章の2編の論文—国際公会計基準をめぐる社会給付の負債の認識問題—につなげるための問題意識を明らかにする。

2. 企業会計(基準)における負債の会計問題化の検討

前節で述べた通り、企業会計(基準)の負債は—正確を期すならば、現代の企業会計(基準)の負債は—, debt でなく obligation から導かれ、その定義に制約されると述べた。それは、IFRS の概念フレームワークにおける負債の定義にあらわれている。すなわち：

「負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の債務(present obligation)であり、

これを履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう。」⁸⁾

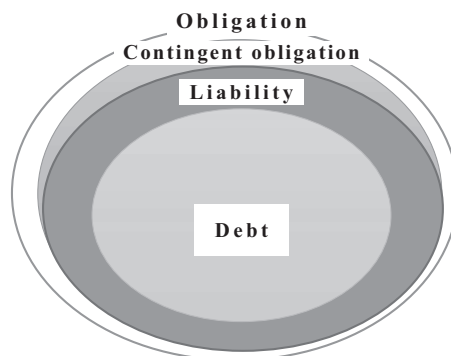
ここで負債が認識される要件として、「現在の債務」を第1にあげ、つづいて「資源の流出」と「流出の可能性」があげられている。このうち、「現在の債務」の要件をもう少し展開させたものが、国際会計基準（IAS）37号「引当金・偶発負債・偶発資産」である⁹⁾。負債の種類に関して、法的債務のほかに「推定的債務（contingent obligation）」が加えられている¹⁰⁾。推定的債務はつぎのように定義されている。

「推定的債務は、つぎの2つの条件に該当する時、当該事業体の過去の行為から生ずる現在の債務である。

- (a) 過去の慣行という定められたかたち、公表された方針、あるいは十分に具体的で現に受け入れられている言明により、当該事業体が他の当事者に対して特定の責務（responsibilities）を果たすことを表明した時、および
- (b) 結果として、当該事業体はその責務を果たすという合理的な期待を他の当事者に対していだかせた時。」

一方、法的債務は契約、法律、法の適用から生ずる現在の債務とされ、すでに述べた debt に近い概念であるのに対して、推定的債務は「責務を表明」したことにともなう債務（obligation）から導かれている。そうした解釈をもとに〔図1〕を描き直せば、つぎのようになる。

図2. obligation — contingent obligation — liability



この推定的債務によれば、「取締役会会長が任意にある社会的責任をとりあげ、当該発表を広くメディアに公表し、かつ関係当局につたえれば、推定的債務が発生する。この段階となれば、当該企業はもはやコミットメントを取り消すことができない、それゆえ、この負債を回避できない。取締役会の意思決定を履行するプロセスにおいて、これは義務的契約となり、推定的債務が契約上の義務に置きかえられる。」¹¹⁾

このように負債を構成する要件が法的債務だけでなく、推定的債務にまで拡大される時、

企業会計（基準）の負債は会計問題化する，重要な契機となる．そのひとつが，年金会計基準（退職給付会計基準）に関連して，重点が年金費用から年金債務に移行をめぐる会計問題である¹²⁾．米国の年金会計基準 87 号（1985 年）が設定されるまで，母体企業にとって年金債務をオンバランスすることはほとんど議論の外にあった．その時の会計問題の焦点は，従業員に対する年金債務ではなく，企業経営者の裁量による年金基金への拠出額＝年金コストにあった．つまり，年金基金に積み増しされる資産の額こそ重要であって，年金債務など資産に従属するとされた．

それが逆転し，企業が従業員に負うべき年金債務—それは *pension obligations* とあらわされる—が先に決まり，それつづいて年金資産への拠出額がさだまるような会計の枠組みになっている．その上，毎期の年金債務の増加額（または減少額）のすべてが，負債とみなされず，債務増加の構成要素によって当期の業績－損益－とされるもの，あるいは当期の業績には関係しないが利益—包括利益—には関係するものに仕分けされて，オンバランスされる¹³⁾．それを [図 1] にならってあらわせば，つぎのようになる．

図 3. debt = pension obligation – income – OCI の関係

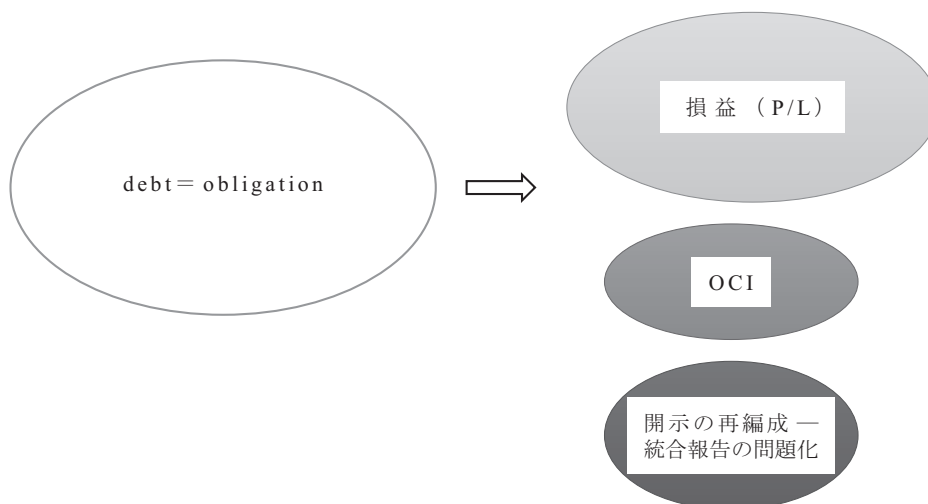


図 3 では，年金会計基準（退職給付会計基準）に限ってはあながち，認識された債務は従業員に対する借金（*debt*）としてオンバランスされる．他方，債務の増加額（または減少額）はすべて企業業績として *P/L* に計上されず，その一部が年金費用（退職給付費用）として純利益に反映されるが，いわゆる数理計算上の差異と過去勤務費用はその他包括利益（*OCI*）に計上され，純利益に反映されない．

この問題はつぎのように言いかえられる．年金会計基準では債務（*obligations*）と従業員に対する借金（*debt*）＝負債（*liability*）は同じとみなして，オンバランスされるが，業績への反映という点では，異なる処理が認められている．借金＝負債とは別の判断規準が，業績

のとらえ方では行われている。債務が広くとらえられ負債と認識されても、もう一つの規準が債務＝負債の会計問題にはある。

つづいて、これが開示のあり方、とりわけ統合報告のあり方につながる一つの契機ともなっている。

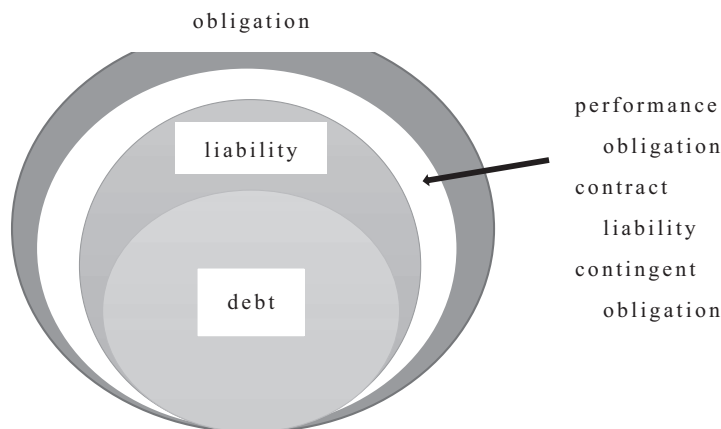
以上のとおり、借金 (debt)、負債 (liability)、義務 (obligation) の関係は、義務の拡大にともない、それに規定されて負債の範囲の拡大が新たな負債概念の拡張ともいえる推定的債務をもとに再構築されている。繰り返しのべたとおり、この関係の上位概念は義務であり、そのとらえ方がカギとなる。これに関連して、あらためて最近の会計基準の動向－企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(2018 年 3 月)－から、この関係をめぐる再構成についてみれば、つぎのようなる。

会計基準第 29 号は収益に関する新たな認識基準であり、それを構成する重要な概念が履行義務 (performance obligation) である¹⁴⁾。それによれば (第 7 項)、履行義務とは契約にもとづき別個の財またはサービス、または一連の別個の財またはサービスの提供を顧客に移転した時―履行時―に収益が認識される。それゆえ、旧基準で認められていた総額主義による収益認識に代えて、当該取引において識別された別個の履行義務が収益から除外され、純額主義により別個の取引として認識される。その結果、本報告書の第 1 章で論じられている引当金についても、履行義務という概念にもとづいて体系的にとらえられる。

また、第 29 号では負債という用語に関連して、新たに契約負債 (contract liability) という用語を新たに使用している。それによれば、「契約負債とは、財またはサービスを顧客に移転する企業の義務に対して、企業が顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る起原が到来しているもの」(第 11 項)をいう。いいかえれば、契約負債は法的債務 (debt) ではないが、会計上の負債 (liability) として認識される。

以上の検討をもとに、図 2 を修正すればつぎのようになるであろう。

図 4. debt - liability - performance obligation - obligation の新たな関係



3. 企業会計における負債の識別問題に関する再検討

—リスク分担型企業年金の会計処理をめぐる新たな負債問題—

すでに述べたとおり、現行の退職後給付会計基準によれば、当該企業年金制度がDBと分類されれば将来給付に対する退職給付債務のオンバランスがもとめられ、DCと分類されれば債務でなく毎期の支出額が費用として処理される。

この問題に関連して、そもそも債務、負債とはなにかという問題が、新たに導入された新年金制度、すなわちリスク分担型企業年金をめぐる負債の認識問題である。

2016年に公表された新しい年金制度の処理基準、実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（以下、第33号と略記する）では¹⁵⁾、リスク分担型企業年金は、DB（確定給付年金制度）ではなくDC（確定拠出年金制度）として分類され、したがって毎期の掛金が費用として処理され、掛金を構成する標準掛金、特別掛金¹⁶⁾、リスク対応掛金のいずれについても債務として認識する必要がないとされた。

第33号においてDCと結論づけられた経緯はつぎのとおりである¹⁷⁾。

現行の退職給付の会計基準ではDBを「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度」と定義し（退職給付会計基準第4項）、それ以外の退職給付制度を確定給付制度としている。

上記の2つの要件のうち、前者の外部積み立てという要件は該当するのは間違いはないが、後者が問題となる。この点に関する第33号の結論はつぎのようである。

「リスク分担型企業年金は、毎事業年度における財政状況に応じて、自動的に給付額が増減して財政の均衡が図られることによって、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されているため、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていない。」

そこでの争点は「実質的な追加拠出義務の有無」である。これに関して第33号は、「企業の拠出義務が、①制度導入当初に定められた掛金相当額（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金）に限定され、②当初掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていない」場合はDC処理、そうでない場合にはDB処理とされた。

上記の①の考えかたの前提には、標準掛金、特別掛金の掛金相当額でリスク対応掛金の不足額を補てんし、その結果、生ずる標準、特別掛金相当額の不足分は掛金の引き上げか、あるいは給付削減という形で措置されるので、現時点では不明であるという理由から、「追加拠出義務無し」とされたものと推定される。DBは、将来はともかく不足時点は「追加拠出義務有り」とされる。

追加拠出義務に関連して、他の退職給付制度からの補てんというスキームであれば、「追加義務無し」とされるかどうか明確ではないが、そもそも退職後給付会計基準の前提は、リスク分担型企業年金であれ個別の制度がDCかDBに該当するかどうかにかかり、別の退職給付制度の拠出を制度の識別の要件とすれば、それは従前の基準の判断を大きく逸脱している

と言わなければならない¹⁸⁾。

この場合、当該リスク分担型企業年金が、労使のあいだの協議などにより、拠出総額を変更してリスク対応掛金―特例掛金―を拠出した時、当該リスク分担型企業年金は、そもそも当初から DB として分類されるべきものを結果として誤って DC としたと解釈するのか、それともリスク分担型企業年金は、潜在的にそうしたケースが生ずる可能性があるともみべきであるのかどうか¹⁹⁾、第 33 号の基本的な考えかたにかかわる。

以上の整理の結果、問題は制度導入時に決められる標準掛金、特別掛金と異なる性格もっているリスク対応掛金に会計上の負債概念にてらして債務性があるかどうかにある²⁰⁾。ASBJ の専門委員藤澤氏は前掲「座談会」のなかでリスク対応掛金に関してつぎのように述べている。

「リスク分担型企業年金では、制度の導入時にリスク対応掛金相当額の総額が算定され、基金の解散や契約の終了がない限りは企業が拠出の義務を負っているため、制度の導入時にリスク対応掛金相当額を負債として計上すべきかどうか点が論点となりました。検討の結果、リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に算定される財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、標準掛金相当額に追加して拠出するもので、制度の導入時に総額を費用計上する必要はなく、仮に債務性に着目して総額を負債として計上し、見合いの資産を計上したとしても、当該負債及び資産より得られる情報は必ずしも有用ではないため、負債として計上しないこととしました。」(16 頁)

藤澤氏の言われるとおり、制度導入時に将来に負担せざるをえない掛金を事前に拠出するという点では、導入時の負債性はない。しかし、当該掛金の「費用性」はどうか。負担すべきかどうかは、事後のリスクの発生に依存しているから、導入時にはその可能性についてもハッキリしないであろう。

こうした問題を会計理論からみた時、とりわけリスク対応掛金をどのようにとらえるべきかが他の会計問題との整合性という観点からみて、重要な論点である。20 年に一度発生する可能性のあるリスクを事前に予測して掛金に反映させ、事前に 5 年～20 年のあいだに費用配分する方法は、たとえば資産除去債務の考えかたに照らしてもみとめられないであろう。いかように配分するにしても、それは掛金の方法の問題であって、会計の観点は掛金の問題とは異なる独自の観点を必要とする。DC に分類されたから、リスク対応掛金相当額は掛金の問題であって、それゆえ拠出時の費用処理であるといつてよいかどうか、もう少し会計理論の観点から検討する必要がある。

第 33 号では、事前に予測されたリスク対応掛金の前提となる 2 つのリスク―価格変動リスクと予定利率低下リスク―をもとにしたリスク対応掛金の会計処理は、「確定企業年金法施行規則」によって定められた「通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額」(確定給付企業年金法施行細則第 43 条第 1 項)により、導かれている。

施行細則で定められた拠出義務がそのまま会計処理となるのではなく、当該義務に関して会計処理は別個の観点から検討すべき余地があるであろう。

リスク分担型企業年金の契約事項に則り財政の安定性に対する義務が事業主にあるとしたら、事前に予想と毎期末におけるその事後の結果との差異が期末に「客観的に」認識できるであろう。

かりに事後に認識できるリスク対応掛金の「公正価値」といえば、この「公正価値」の変動額によって、本来、リスク対応掛金の妥当性は評価できるであろう。毎期末のリスク対応掛金の額は、事前に想定された掛金とは異なる会計上の認識された結果であり、これは「債務」といわなければならないであろう。

法で定められた事前の拠出義務相当額と会計上の拠出すべき額とは異なる論理によって導かれなければならないであろう。いうまでもなく、第33号がそうした会計処理を規定しているのは、DCとして識別したからであるが、リスク対応掛金の会計上の性格を考慮した時、別の論理が構築されねばならない。

第33号は、この点に関して「支払額をもって報酬費用とする」という結論の根拠としてつぎのように述べる。

「財政悪化リスク相当額に対応するために拠出するリスク対応掛金相当額は、拠出の総額が決まっているものの、各期における労働サービスの提供との対応関係は必ずしも明らかではなく、労働サービスの価値は信頼性をもって測定することは不可能なため、一般に支払額をもって報酬費用とみなされている。」(24項)

すでに述べたとおり、リスク分担型企業年金の導入時にリスク対応掛金を事業主が負担する取り決めが労使でなされている時、上述したようにすでに期末時点で発生したリスク対応掛金に対応する負担は、事前ではなく事後において「それまでに勤務した労働サービスに対応するもの」とみなして負債と認識されるべきである。

第33号は、リスク分担型企業年金がDCに分類された結果、掛金拠出時に報酬費用として会計処理されると結論されている。しかし、すでに簡単に触れたとおり、やはりDCと識別することは退職後給付会計基準に照らしても、そして他の会計基準の論理との整合性の点でも問題点が残っている。

再度、リスク分担型企業年金の会計処理基準の論点を整理すれば、つぎようになる。リスク分担型企業年金をめぐる議論において忘れてならない問題は、会計基準が企業年金を対象とする時の出発点はなにか、である。1985年のSFAS87号において初めて会計基準が企業年金を包括的、体系的にとらえた原点は、会計基準は掛金にもとづくのではなく、掛金の対価である労働の提供、すなわち負債—退職給付債務—の認識に立脚したことにある。

これにならえば、リスク対応型企業年金制度をめぐる争点のひとつは、「リスク対応掛金は負債性が認められるかどうか」である。同会計基準にかかわったひとりである並河氏によれば、つぎの理由から負債性はないという。

「特別掛金相当額のように過去に発生した積立不足に対応するものであれば負債の計上は必要と考えられるが、リスク対応掛金は将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり、特別掛金と性質が違うのだから、債務として計上し、一時に費用処理する必要がないのではないかということ」から負債性は否定される²¹⁾。

これに対抗する考えかたとしては、「[リスク対応掛金相当額の一引用者]費用処理はしないとしても、債務性がある点に着目してオンバランスすべきではないかという議論」があるが、これも「このような計上によって得られる情報は必ずしも有用ではないということ」で否定されている」(40頁)。

それではリスク対応掛金とはなにか。厚労省の担当課長はこれに関してつぎのようにいう²²⁾。「金融市場の変化に伴って、財政の近況も変わってくることになります・・・景気の悪いときに積立不足が発生し・・・そうした時期には、企業も経営面で余裕がなく資金繰りが厳しくなりがちです・・・そこで、掛金拋出ルールを緩和することによって安定的な運営ができないか、と考えた」結果が、リスク対応掛金であるという。

また、リスク対応掛金にもとづく事前の拋出は、「20年程度に一度の頻度で生じるような損失に耐えるような基準」であるという。したがって、この事前の積立は、いわゆる基礎率の変動のうち資産運用にかかわる予定利率の変動に対応するものであって、他の基礎率の変動は組み込まれていない。

上述した「20年程度に一度の頻度で発生する稀なものに備える」掛金といっても、それを事前に拋出するのであるから、それは毎期発生しているかもしれない予定利率による積立不足相当額の埋め合わせという性格をもっている。この場合、従前のDBと異なる点は、DBがあらかじめ決められた給付原価に見合う資産がない時、不足分に対して企業が従業員に対して債務を負っているのに対して、リスク分担型企業年金は事前に決められたリスク対応掛金を限度としている点である。

それゆえ、リスク対応掛金をふくめた資産総額が、想定をこえた積立不足となる時でも当該企業はなんら負担する責任は負わないのかどうか、論点となる。この点に関して、前述の並河氏はつぎのように整理している。

「積立金の額がゼロになる、つまり枯渇するケースがあった場合に、追加の掛金が必要になるのではないか」という議論に対して、「会計基準を考える上では、実際に拋出する場合は稀と想定されるため、実務対応報告では考慮の対象外としています。」(38頁)

それでは30%または35%が不足する場合はどうか等々、この問題に対する債務性に関して、現実には発生する可能性が残っている。その際の論点は、従業員の労働の提供にとまなう対価はどこまで保証されているか、という退職給付会計基準の出発点にかかわっている。

以上の整理から導かれるものは、わが国の退職給付会計基準における債務と負債は明確に定義され、実務界に定着されているようであるが、依然として曖昧なかたちでとらえられている現実がある。そこに会計をめぐる負債の諸相の重要な一面が認められる。

4. 公会計における負債の会計問題化の契機

前節でのべた企業会計（基準）をめぐる負債の会計問題につづいて、国、地方自治体の会計（基準）－公会計（基準）レベルにおける負債の会計問題化が検討されなければならない。それは、企業会計の負債問題と共通する側面があるかどうか、第1の問題である。

2012年、米国の州政府などの公務員年金制度に関する負債のオンバランスをもとめた会計基準が制定された²³⁾。この会計基準の制定の要因として、米国州政府による州債発行にともなう、金融市場からの債務のオンバランスの要請が重要な契機のひとつとなったと推論される²⁴⁾。

たとえば、米国証券取引委員会（SEC）はニュージャージー州を2001年から2007年にわたる79回にわたる地方債総額260億ドルの発行のさいに、目論見書に2つの州年金制度の積立状況を過大に表示したとして、証券取引法違反—重要な誤表示と除外という理由で一を訴追した。これは、SECがはじめて州を訴えたケースである²⁵⁾。州政府もまた金融市場のプレーヤーであるから、営利企業と同様の情報開示責任が問われる最初のケースであるといえる。

SEC執行局長によれば、「州をふくめて地方政府証券の発行者は、重要なリスクを評価するために必要な情報を投資者に提供しなければならない。ニュージャージー州は、地方債の投資者に対して公平な機会をあたえず、財政状況に関する適切な情報の提供を差し控え、かつ誤表示した。」²⁶⁾

これに対応させて、「米国会計検査院（General Accountability Office: GAO）は、地方債市場におけるGASBの重要性をみとめて、地方債発行時の開示の再検討をもとめている²⁷⁾。同時に、GAOレポートはGASBが企業会計基準の設定機関であるFASBにくらべて独立性、資金力の点で欠如している点を解決して、強制力を付与すべきであるとした²⁸⁾。その意図は、GASBの独立性をうながし、州・地方政府が準拠すべき一般に認められた会計原則（GAAP）の質を向上させ、最終的には投資家や格付機関などのステークホルダーが評価する情報の質と透明性を高めることにあった。それが、地方債の借入コストを低下させるという判断からであった。

わが国の地方債はこれまで公的資金調達が過半をしめていたが、2003年の共同発行市場公募地方債の発行開始以来、政府資金などの公的資金に代わって民間資金、とくに市場公募資金からの調達の割合が増加している²⁹⁾。とくに2011年以来、それが地方債総額にしめる割合は3割をこえている。この状況をどのように解釈するのかが、公会計基準の負債の認識に今後、大きな影響をおよぼすと予想される。それを「国家と市場の境界がなくなる」、「国家の民から市場の民への民主主義の権限委譲の強化」³⁰⁾としてみるかどうか、この問題は重要な点にかかわっている。それは負債をめぐる公会計基準の企業会計基準への取れんとみるかどうか、という公会計基準の枠組みの再編成につながる³¹⁾。

この問題を公的年金（と雇用給付）をふくむ社会給付，および交換取引と非交換取引の識別をめぐる負債の公会計問題をあつかったものが，本報告書の以下に掲載される2つの論文である。そこでの問題意識をあらかじめ整理するならば，つぎのようになる。それは，公会計基準のあり方からみた「負債の諸相」に関する重要な1側面をあらわしている。また，会計基準という1つの制度の役割に関する1側面を示しているであろう。

注

- 1) Graeber, David, *Debt: The First 5000 years*, Melville House Publishing, 2011. (酒井隆史監訳『負債論：貨幣と暴力の5000年』以文社, 2016年。) なお, グレーバーは2020年9月に急逝した。業績についての検討はつぎを参照。片岡大右「未来を開くーデヴィッド・グレーバーを読む」『群像』2020年9月号。また, 遺著はつぎのとおり。Graeber, *Bullshit Jobs: A Theory*, Simon & Schuster, 2018. (酒井隆史他訳『ブルシット・ジョブクソどうでもいい仕事の理論』岩波書店, 2020年。)
- 2) この考え方は, つぎでも同様である。Sarthou-Lajus, Nathalie, *Eloge De La Dette*. Presses Universitaires de France, 2012. (高野優監訳『借りの哲学』岩波書店, 2014年。)
- 3) またつぎの書12 - 13頁。(Atwood, Margaret, *Debt and the Shadow Side of Wealth*, House of Anansi Press, 2008. (佐藤アヤ子訳『負債と報い 豊かさの影』岩波書店, 2012。)) は, つぎのように述べている。

「負債」という言葉は, もともと宗教や道徳の「義務」を表わす言葉であった。だがその言葉が「実際にお金や物を他人から借りて, 返さなければならない義務を負っている」という特定の状況で使われるうちに「負債」という意味になったというのである。すなわち, 「負債」という言葉は「義務」という言葉の派生的な意味が独立してできた言葉なのだ。」96頁。

また, つぎのように言いかえられている。「《借り》を返すということは, 《無罪》との等価交換を目指すということではない, 「正義」は《罪》と《償い》との等価交換を目指す, そんなものは「法の取り決め」のなかにしか存在しない, 「良心」がどこまで厳しく, 等価交換的に《贖罪》を要求すれば, 《無限の罪悪感》がうまれるだけだろう。

したがって, ここでいう《借り》は, そういったものとはちがう。それは等価交換を目指さない, 《罪》と《償い》の交換を目指す, 交換を超える部分については, 《借り》として認めるのである」142頁。

また, 負債のこの側面をアドウッドはつぎのように述べている。「私たちを取り囲む負債という精巧な透かし彫りを支えているのは, どんな古来の礎石なのでしょうか・・・つまり, フェアネス, 公平の観念です・・・公平観念の明るい面は「善行は善行で報いられる」ことであり, それがなければ私たちは借りたお金を返済する公平さを認識しない。したがって, 返済を期待して誰かに何かを貸すような愚かな人はいないでしょう。」
- 4) 上記の『借りの哲学』は, 同じように述べている。「近代経済における《交換》は, 互いに等価な物を交換することによって対等な人間関係を保証するものである。「等価交換の原則」は, 単に経済的な均衡をはかるだけのものではなく, 互いに相手の支配から自由でいられる状態をつくるために発明されたものである。」46頁。
- 5) 複式簿記が技法から制度へ展開する論理については, つぎを参照。浅羽二郎『会計原則の基礎構造』有斐閣, 1959年, 第Ⅱ編。
- 6) 企業が外部から資本を調達する時, “equity or debt” (自己資本か借入のどちらか) と言われるが, ここでも debt は外部からの借入金 (債券発行もふくむ) をあらわしている。
- 7) つぎを参照。米山正樹「負債と資本の区分一欠けている視点は何かー」『会計』2019年2月。
- 8) 斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 2005年, 198頁。) ちなみに, わが国の概念フレームワークでは, つぎのように定義されている。「負債とは, 過去の取引または事象の結果として, 報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務, またはその同等物をいう。」

- 9) IAS37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, 1998.
- 10) 推定的債務については、つぎを参照。今福 (2011)。
- 11) Business Standard, "Time to recognize constructive obligation," Feb. 14, 2013. https://www.business-standard.com/article/economy-policy/time-to-recognise-constructive-obligation-106112701091_1.html
- 12) 以下はつぎによる。EFRAG, Discussion Paper, Accounting for Pension Plans with an Asset-Return Promise, May 2019, pp.1-67, Chapter 7. 拙著『企業年金会計の国際比較』中央経済社, 1996年, 1 - 430頁。『年金の会計学』新世社, 2000年, 1 - 204頁。
- 13) 本稿の趣旨から、ここでは年金債務の会計処理をめぐる連結と単体財務諸表の処理の違いについての詳細は考慮していない。
- 14) 履行義務については、本報告書の第6章Ⅳを参照。
- 15) 以下はつぎの資料をもとに整理したものである。企業会計基準委員会, 実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」2016年12月16日。「座談会 リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表を受けて『会計基準』2017.3 (vol.56)。「特集 リスク分担型企業年金の制度と会計」『経理情報』2017.2.10 (No.1470)。
- 16) ただし、リスク分担型企業年金への移行時に生ずる積立金不足額—過去勤務債務—は未払金—負債—とされ、移行時に一括費用とされる。
- 17) 藤澤秀樹「実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の解説」前掲『会計基準』。
- 18) これに関して、第33号の文言は不分明であるが、つぎの「結論の背景」にはつぎのように述べている。「退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金が、分類の再判定の結果、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理の論点になる。この点、リスク分担型企業年金を導入している企業が実務対応報告の公表時には存在しない中、このような場合が実際にどの程度生じるか不明であることや、本論点に係る会計上の取扱いを示すためには、退職給付会計基準における会計処理全般の検討に波及する可能性があることから、基準諮問会議からの提言において緊急性の高い対応が要請されていたことも踏まえ、当該取扱いについては、今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討することとした。」22項、下線、引用者。
- 19) 前掲の座談会では、この点に関してつぎのような発言がみられる。
「江村・・・リスク分担型企業年金について、企業が追加的な拠出義務を負うかどうかという点について、キャッシュフローを支払うのに年金資産が不足する可能性が残ることから、私は追加的な拠出義務を完全には言えないと考えていましたし、今もそう考えています。この問題は、稀な事象であるから検討する必要はないと整理できるものではなく、わずかでも可能性が残っているのであれば、基本的には追加的な拠出義務を負うと整理すべきだと考えています。」9頁。
- 20) 第33号の委員である並川氏もつぎのように述べている。「従業員および受給権者は金融負債額が増減するリスクを負うが、リスク対応掛金の拠出により減額幅は抑制される。このため、リスク対応掛金の認定はリスク分担型企業年金を実施する際の最重要事項の1つといえることができる。」並川淳宏「リスク分担型企業年金のリスク対応掛金の算出法」前掲『経理情報』23頁。
- 21) 以下はつぎによる。並河敦宏「リスク分担型企業年金の会計上の取扱いについて」『年金数理人』日本年金数理人会, 42号 (2016年12月), 40頁。
- 22) 山本進「確定給付企業年金の改善について」『年金数理人』日本年金数理人会, 42号 (2016年12月), 40頁。
- 23) US GASB, Statement NO.68, *Accounting and Financial Reporting for Pensions*, June 2012.
- 24) 詳細はつぎを参照。今福 (2012), 今福 (2014)。
- 25) 以下による。SEC, Immediate Release 2010-152, pp.1-2.
<http://www.sec.gov/news/press/2010/2010-152.htm> つぎも参照。NCTR, The GASB's Proposed Changes to Pension Accounting and Financial Reporting by Employers, Third Quarter 2010. http://www.nctr.org/pdf/2010NL_NCTR3rdQtr083110.pdf

- 26) SEC の地方政府証券・公的年金部門長は次のように述べている。「地方債の発行者は、不正かつ誤導した情報をふくむ募集要項を使って公共のカネを借りれば、責任を問われなければならない。ニュージャージー州は州の財政状況にもっとも関心がある、将来にむけて投資しようとするかの人々から、財政上の問題を隠蔽したのだ。」 *Ibid.* pp.1-2.
- 27) この点は以下による。NCTR, *GAO looks at GASB's Role in Municipal Securities Markets*, December 8, 2010. <http://nctrfederalenews.blogspot.com/2010/12/gao-looks-at-gasbs-role-in-municipal.html>
- 28) GASB の役割と運営資金に関する GAO の調査については、つぎを参照。GAO, *GAO-11-267R GASB and the Municipal Markets*, January 18, 2011.
- 29) 総務省自治財務局地方債課「地方債資金を巡る最近の動きについて」平成 30 年 6 月 12 日。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000568587.pdf
- 30) つぎを参照。ボォルフガング・シュトレーク著『時間稼ぎの資本主義』みすず書房、2016 年。
- 31) たとえば、つぎを参照。小西（2011）。

参考文献

- 今福愛志（2011）「受給権保護と年金会計」『体系現代会計学 第 5 巻 企業会計と法制度』安藤英義・古賀智敏・田中建二責任編集，中央経済社，pp.545 - 560.
- （2012）「米国の公務員年金基金会計基準（公開草案）の意味するもの—年金会計基準をめぐる企業会計と公会計の取れんの可能性」『経済集志』第 82 巻 1 号。
- （2017）「米国の公務員年金会計基準における負債のオンバランス問題—」『産業経理』Vol.72 No.2（2017 年），pp.51 - 59.
- 小西砂千夫（2011）『市場と向き合う地方債：自由化と財政秩序維持のバランス』有斐閣，p.28.
- 並河敦宏（2016）「リスク分担型企業年金の会計上の取扱いについて」『年金数理人』日本年金数理人会，42 号，p.40.
- 山本進（2016）「確定給付企業年金の改善について」『年金数理人』日本年金数理人会，42 号，p.40.
- Atwood, Margaret（2008）and the Shadow Side of Wealth, House of Anansi Press,（佐藤アヤ子訳（2012）『負債と報い 豊かさの影』岩波書店，pp.12 - 13）
- Graeber, David（2011）*Debt: The First 5000 years*, Melville House Publishing（酒井隆史監訳（2016）『負債論：貨幣と暴力の 5000 年』以文社，pp.1 - 777）
- Sarthou-Lajus, Nathalie, *Eloge De La Dette*. Presses Universitaires de France,（2012）高野優監訳『借りの哲学』